

# 福島・被害者の実態と 政府の「復興政策」の問題点

国会論戦から

岩渕 友

〔日本共産党参議院議員〕  
いわぶち・とも

## はじめに

東日本大震災と東京電力福島第一原発事故から10年。私は、福島県民のみなさんはじめ、全国の様々な団体や専門家の方々とともに、被害者の命とくらしを守るために、そして原発ゼロの実現を求めて、力を合わせてきました。

した運動のなかから、2016年の参議院選挙で国会に送つていただき、所属する経済産業委員会、東日本大震災復興特別委員会と、予算委員会などで原発事故をめぐる国の大勢を質してきました。

日本共産党の国会議員団として、高橋千鶴子衆院議員を責任者に「福島チーム」を設け、現地を訪ね、首長や避難している方々から直接聞いた要望を国に申し入れてきました。

## 今も続く避難——避難者の実態から

「自宅は帰還困難区域。原発事故後、体育館、ペンションへの避難を経て福島市に来た。自宅への立ち入りも墓参りも自由にできない。自宅の猪被害はひどく、帰還困難区域は置き去りにされたよう。1日も早く帰りたい。造林し入れをしてきた山は、この10年手つかずのまま。樹齢3

00年のけやきは震災前なら300万円くらいで売れたはずだが、いまやパルプと同じ値段にしかならない。山は60年から70年のサイクル。今植えないと孫に渡せない。先祖代々引き継いできたものを、自分の代でゼロにされるのは辛いし悔しい。首相にこの荒廃した姿を見てほしい」。

20年3月17日の予算委員会の質問で、この浪江町から避難するご夫妻の訴えをそのまま取り上げ、梶山弘志経済産業大臣に「どう受けとめるのか」と迫りました。福島県の

発表によれば、県内外へ避難している方は21年1月8日時点で3万6000人を超えての都道府県に及んでいます。しかし、これには、復興公営住宅に入居した方々、そして避難指示区域外からの避難、いわゆる自主避難とする方が含まれません。「ふるさとに戻ることができない」方は、少なくとも8万人、11万人とも言われます。福島県の津波などによる直接死は1605人。震災関連死は直接死を上まわり、20年9月末時点では313人と、全国の関連死全体の6割超にのぼっています。何カ所もの避難を繰り返したことや、長引く避難生活が影響しているのではないかと言われています。共同通信が1月16日に公表した調査結果によれば、原発事故により避難を余儀なくされた7町村で震災関連死と認定された方が、人口のそれと最も高くなつた川内村の遠藤雄幸村長は、地元紙のインタビューで「高齢者や介護が必要な人が、避難による急

激な環境変化で厳しい状況に置かれた」「帰還後、放射線への不安などがストレスになった可能性もある」と述べています。

一人ひとりの人生を、日常を、丸ごと奪つたのが原発事故です。さらに国は、原発からの距離で避難指示区域の内外を分け、区域の違いで「支援」に差をつけ、同じ被害者を線引きし、被害者を苦しめてきました。

### ● 戻りたくても戻れない避難者

避難指示が出された12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楓葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村）では、避難指示が次々と解除されてしまいました。20年3月4日に双葉町の一部が解除され、全体に避難指示が出される自治体はなくなりましたが、双葉町では拠点として整備された限定的なエリアでさえ、住めるようになるのは22年春以降になります。現在、避難指示が出されているのは、「帰還困難区域」（被災後5年間を経過した時点においても、なお年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らない恐れのある地域）だけとなっています。政府はそのなかで避難指示を解除し、居住を可能とする「特定復興再生拠点区域」を定め、5年を目途に避難指示解除を目指すとしています。

12市町村の居住率は約3割。帰還困難区域を抱える自治体は低く、17年春に避難指示解除された浪江町で1割に満

たない状況です。「子どもが学校を卒業するまでは」「避難先で新しい仕事に就いている」「医者が遠くて不便」といった声、生活環境が整わない、放射線への不安などの様々な理由で、戻りたくても戻れない、戻らないと決めた方、今も迷っている方がいます。戻りたいと思う人が戻ることのできること、いつどんな選択をしても、生活と生業を再建できることが重要です。

### ■ 避難指示解除と一体に打ち切られた「支援策」

これまで「支援」は、避難指示解除と一緒に打ち切られました。20年3月末で、帰還困難区域を抱える浪江町、富岡町、葛尾村、飯舘村の住宅提供が終了となりました。自宅に戻る事ができないにも関わらず、住宅提供だけは打ち切られたのです。「借り上げ住宅に住んでいるが家賃が発生。帰れないのに納得がいかない」「損害賠償が打ち切られるなかで、公共料金の支払いにも困っている」など、怒りの声があがっています。

**固定資産税も、避難指示の間は免除、解除後3年度分は2分の1に減額されますが、その後は市町村ごとの対応になります。宅地は、住宅が解体されると軽減措置がなくなります。「戻りたくても戻れないから苦渋の決断で住宅を更地にすると固定資産税がアップすることになる。減免してほしい」「自宅の再建は諦めたけれど、土地**

が売れずに固定資産税だけ払っている」など、特例措置の延長を求める声があがっています。国民健康保険税などの減免措置も順次終了となり、復興公営住宅は入居から5年経過すれば家賃が発生することになります。

避難指示区域外の「支援」も打ち切られました。17年3月末に住宅提供が終了となり、2年間の経過措置が終了となつた後、福島県は国家公務員宿舎に入居する63世帯に対し、3月末までの退去と、退去しない場合は家賃2倍の損害金を請求するとし、20年3月には、東京の国家公務員宿舎に住む4世帯に対して立ち退くよう訴えをおこしました。

福島県内に両親がいる場合は実家に宛てて、「あなたの子どもさんが家賃も払わず、明け渡しもしないで住み続けている。1月中に退去しなければ法的手段に訴える」という文書を送つてもらっています。あまりにも冷たい対応です。国は「福島県から求められれば住宅提供を継続する」といつて福島県に責任を押しつけてきました。国の責任で継続すべきです。

### ● 国の責任で避難者の実態をつかむべき

東京都や山形県、新潟県など避難者を受け入れている自治体は、独自の実態調査を行つてきました。新潟県では原発事故後、原発事故及びその影響と課題に関する検証として、事故原因、事故による健康と生活への影響、安全な避難方法の三つの検証委員会を立ち上げました。健康と生活

への影響に関する検証委員会の生活分科会が、17年度に行つた避難生活に関する総合的調査によれば、避難により正規職員が減少し、無職や非正規職員が増加。避難前の20・9%から調査時が34・5%となっています。毎月の平均世帯支出は大きく変化していないにも関わらず、平均世帯収入は10・5万円も減少しています。

家があり、田畠があり、里山で山菜などを採り、販売するだけではなく自らも食べていた生活から、家賃を払い、何でも買わなくてはならない生活となつた方もいます。避難指示区域外から避難をする方のなかには、母子避難をする方も少なくありません。

一方、国は、避難者の実態を自らでは把握していません。このことを復興大臣に質すと、きまって「福島県において意向調査や戸別訪問を実施し、実態把握を行つてきました。全国26カ所に相談拠点を設置し、支援団体を通じて実態を把握している」と答弁が返ってきます。福島県を通じて、支援団体を通じてしか実態をつかんでいないのです。国が責任をもつて、避難指示区域の内外を問わず避難者の実態を把握し、実態にあつた対応を行なうべきです。

## 事業者に賠償をあきらめさせる、 国・東電の問題

国は、東京電力が支払うべき損害賠償や廃炉など、膨らむ原発事故の処理費用を国民負担にする、国が負担する仕

組みに変えるなど、原発事故のソケを国民に押しつけ、東京電力の責任を免罪し、救済を進め、原発を延命させるための法改正を行つてきました。その一方で、東京電力は「福島への責任を果たす」と言つて、「柏崎刈羽原発の再稼働で稼ぐ」などと発言してきました。しかし、そんなことを福島県民は望んでいません。東京電力は責任を果たすどころか損害賠償の打ち切りを進めています。

### ●商工業の営業損害賠償の打ち切り

私の国会論戦のなかでは、主に商工業の営業損害の打ち切り問題を追及してきました。国と東京電力は、避難指示区域内については15年3月以降、避難指示区域外は15年8月以降、将来にわたる損害として年間逸失利益の「2倍相当額」を一括して支払うという方針を決めました。その上で、やむを得ない特段の事情により事故と相当因果関係が認められる損害が一括賠償額を超えた場合は、個別に事情を聞いたうえで「適切に対応する」としましたが、事実上の打ち切りです。

ところが、この2倍一括賠償さえ行なわれていない実態が分かつたのです。18年4月5日の経済産業委員会では、東京電力への資料請求で、避難指示区域外では賠償の受付件数8100件、そのうち合意件数7100件に対しても、2倍相当額で合意した件数は3100件しかないこと（18年2月5日時点）を初めて明らかにし、質しました。さら

に、2倍一括賠償後に追加賠償の請求をした事業者は、避難区域内外あわせて約500件で、そのうち合意がたつた1件しかないことも、県内の幅広い商工団体のみなさんの怒りを広げました。20年12月時点の追加賠償の実績は、受付件数約1010件に対して、29件のみの支払いにとどまっています。残り約860件は東京電力が支払いを断り、うち約50件の請求が取り下げられました。諦めさせられたのが実態です。

事業者からは「東京電力にどういう理由で認められないのか聞いても絶対に教えてもらえない」「なぜ自分が賠償されないので。ブラックボックスになっている」「加害者である東京電力が被害を証明しようと迫り、賠償の主導権を握る。こんなやり方おかしい」など、怒りの声があがり、知事や市町村、商工団体や農業団体などでつくる福島県原子力損害対策協議会も、「賠償の基準を示すべきだと国と東京電力に要望を行っています。被害が続く限り損害の賠償をするのは当然のことです。

### ●ADRの和解案拒否—東京電力に指導求める

震災の損害賠償をめぐっては、裁判外紛争解決手続き(ADR)が活用されてきました。しかし、集団で行つたADRの和解案を東京電力が拒否するという事態が18年から顕著になつてきました。東京電力の和解案拒否による打ち切りは、14年から17年までで61件。その全てが東京電力

の社員や家族の申し立てでした。東京電力は、①最後の人まで賠償を貫徹する、②迅速かつきめ細かな賠償を徹底する、③和解仲介案を尊重するという三つの誓いを掲げており、和解案の拒否は自らの誓いに反するものです。

13年、浪江町は、長期にわたる広域への避難、生業と地域コミュニティの喪失、家族の分断など、国の指針に基づく賠償では被害に見合わないとして、町民の7割にのぼる約1万6千人の町民の代理として、町がADRの申し立てを行いました。これに対しADRセンターは、仲介委員全員が浪江町を訪れ、申立人の声を聞いた上で、避難慰謝料を加算する案を提示しました。ところが、東京電力は和解案を拒否。ADRセンターから和解案受諾勧告をうけてもなお拒否を続け、18年4月には仲介手続きが打ち切られることになりました。今は亡くなられた当時の馬場<sup>たば</sup>有町長は、「しんぶん赤旗」の取材に「東電には原発事故の原因者、加害者としての意識がひとかけらもない」と言わざるを得ない」と怒りのコメントを寄せています。

19年3月8日、参院予算委員会では、この東電「和解拒否」問題について質しました。東京電力も國も「申し立て人の主張が中間指針を超えている場合もある。個別事情に応じた損害には適切に対応する」との答弁に終始しました。衆院の予算委員会では安倍首相(当時)が、「和解案の尊重は当然。経産省から指導させる」と答弁していたことを受け、世耕弘成経済産業大臣(当時)に「被害者を切

り捨てる東電を容認している国に怒りの声が広がっている」「質問が終わったらすぐにやるべき」と迫りました。これに対して大臣は「東電経営陣を経産省に呼んで、和解に向け努力するよう直接指導する」と答弁し、「時事通信」はこのやり取りを配信しました。ところが直ちに指導しない大臣に、笠井亮衆院議員が衆院経済産業委員会3月15日で追撃。その4日後に世耕大臣が東京電力社長を呼び、「和解案に基づき誠実に対応することは当然の責務」として、対応の改善を行つよう指導することになりました。

### ●ADRで「清算条項」を押し付ける東京電力

ADRをめぐって、他にも深刻な問題が明らかになりました。20年2月3日付の「河北新報」が「東京電力が和解案を受け入れる条件に今後の請求を放棄させる趣旨の清算条項を要求するケースが急増」と報道しました。18年のADRセンター活動状況報告書も「東京電力が清算条項を条件に和解に応じる案件が増加している」と記載しています。しかも、これ以上損害賠償には応じないとする「完全清算条項を付す事例があることも明らかになりました。

こうした事態をうけ、20年3月17日、参院予算委員会でこの問題について東京電力と政府の姿勢を質しました。東京電力への確認で、清算条項付き和解の件数とそのうち完全清算条項付き和解の件数が、12年は101件のうち6

件、13年は5件のうち0件、16年は1件のうち1件、17年は8件のうち0件でしたが、18年は514件のうち23件、19年は42件のうち19件となつてることが分かりました。ADRセンター発足当初には、損害賠償に関する（一般の）民事裁判などの和解事例に倣つて、清算条項が付けられていたケースがありました。しかし、原発事故の損害賠償で清算条項はなじまないのではないかということで、12年以降は数が減つきました。東京電力側から「清算条項を付けるのであれば和解に応じる」と切り出すこともあります。もし拒んで手続きが打ち切られるようなことがあれば、あとは訴訟をするか、諦めるかということになります。「将来改めて請求できる可能性を失うと分かつていても、和解するしかない」という声もあがるなど、被害者が諦めさせられているという実態があつたのです。

「こんなことを許していくのか」と迫ると、梶山経産大臣は「将来予測できない事情の変化等が生じた場合には、清算条項を付した和解であつても個別の事情を伺つて柔軟に対応する必要があると考へている」と答弁しました。しかし「個別の事情」で「柔軟に対応」というのであれば、清算条項を付ける必要はありません。

この問題の要因には、原子力損害賠償紛争審査会が、賠償すべき損害と認められる一定範囲の損害類型を示した「中間指針」（2011年8月）があります。同指針は「目安」であるにも関わらず、東京電力が事実上の上限として

損害賠償を打ち切ってきたという実態をうけ、私は政府に

「中間指針」を直ちに見直すよう迫ってきました。歴代の

文科大臣は「直ちに見直しを検討する状況はない」と繰り返してきました。しかし、原発事故の被害者による集団

訴訟でも、指針を上まわる損害が認められる判決が続いています。19年3月に「毎日新聞」が公表した福島県内33市町村の首長アンケートでは、「見直しが必要」と回答した

首長が8割を超えるました。「中間指針」を被害の実態にあわせて見直すべきです。

### ●全国の集団訴訟——政府は責任を認めよ

原発事故被害者の集団訴訟は全国で行われています。避難指示区域の内外や、避難先に関わらず、原告団と弁護団の連携した取り組みが行われてきました。20年9月、最大の原告団をもつ生業訴訟の仙台高裁判決は国を断罪しました。ところが、今年1月の群馬訴訟の東京高裁判決は、地裁判決を覆し国の責任を認めませんでした。控訴審のなかで国は、「自主避難者」について、避難の継続を肯定し損害発生を認めるとは、「(避難指示区域外に)居住する住民の心情を害し、ひいては我が国の国土に対する不当な評価となる」と主張しました。被害者を傷つけるものでありますことはできません。国が自らの責任を認めることができます。完全賠償と被害者の生活と生業の再建にとって決定的に重要です。国はこれ以上被害者を苦しめるのではなく、責任

を認めるべきです。

### 「福島切り捨て」をはね返してきた 県民の世論と運動とこれから

これまで国・東電による原発事故を終わらせたことにしようとする「福島切り捨て」を、県民の世論と運動がはね返してきましたし、3・11から10年をむかえた現在、いつそう重要なっています。

### ◆モニタリングポスト撤去の方針をくつがえす

18年3月、原子力規制委員会が、福島県内に約3000台設置されているモニタリングポストのうち、約2400台を順次撤去する方針を決定したことに不安が広がりました。モニタリングポストは、大気中の放射線量を測るもので、学校や公園、駅頭などに設置され、そのときの放射線量が分かるようになっています。

方針発表直後の18年3月22日、復興特別委員会で吉野正芳復興大臣(当時)にモニタリングポストの維持を求めました。「放射線は目に見えない。廃炉作業も続いているが、何があつてもすぐに知ることができない」など、住民説明会でも反対意見が相次ぎ、19年5月、方針は撤回へと追い込まれました。

### ◆除去土壌の再利用—運動で事実上撤回

原発事故後、県内では放射性物質を取り除くための除染が行われてきました。除染された土壌などの放射性廃棄物

は中間貯蔵施設に運ばれており、国は「使用開始後30年以内の県外最終処分完了」を法律で定めています。

環境省は、県外最終処分に向けて処分量を低減するとして、除去土壌の再利用を進め、県内で実証事業を行っています。二本松市では市道を造成する際の路床材として利用するという計画が、南相馬市小高では高速道路の盛り土造成に利用するという計画が明らかとなり、これを知った住民の方々が「道路の下に埋めるということは事実上の最終処分になる。約束が違う」「災害が起こった時などに流れ出す危険がある」「孫やひ孫の代まで苦しめられる」など反対や署名運動が広がりました。19年3月19日、復興特別委員会でこの問題を取り上げ、実証事業を断念すること、汚染土の再利用という方針そのものをやめるよう迫りました。計画は事実上の撤回へと追い込まれることになりました。

### ◆汚染水の海洋放出に反対

大問題となつてゐるのが、福島第一原発から出た汚染水の取扱いをめぐる問題です。詳細は本特集別稿に譲りますが、国会も現地と協力しながら、論戦や政府交渉、申し入れなどを重ね、「海洋放出反対」「当面の間は陸上保管の継続を。そのための土地の確保や、多核種除去装置で取り除くことのできないトリチウムの除去技術の開発など、国内外の英知の結集を」と迫つてきました。

国家の小委員会が、海洋放出がより確実に処分できるとい

う報告をまとめたことをうけ、福島県内では県議会のほか41市町村議会で海洋放出に反対、もしくは慎重な対応を求める意見書があがりました。400件を超えて集まつたパブリックコメントの多くが懸念を示しています。「関係者のご意見を伺う場」では、被害は風評ではなく実害だと厳しい意見も出されました。

漁業者は繰り返し反対を表明してきました。福島の海は親潮と黒潮がぶつかる絶好の漁場で、魚の種類も多く、「常磐もの」として高い評価を得てきました。19年度の水揚げ量は震災前の14%。原発事故後は試験操業を重ね、ようやく全ての魚種の出荷制限が解除されて本格操業に踏み出そうとしているところです。漁業者の反対は当然です。しかも15年8月、東京電力は福島県漁連と「関係者の理解なしにはいかなる処分も行わず、多核種除去設備で処理した水は発電所敷地内のタンクに貯留する」と約束をしています。全漁連は20年6月、汚染水の海洋放出に断固反対をする特別決議を全会一致で採択しました。東京電力は、約束を反故にして、国が決定した方針として海洋放出を認めることがあつてはなりません。運動が広がるなかで、国は当初示したスケジュール通りに方針決定をできずにいます。運動と結んだ国会論戦が必要です。

### ◆「除染なき避難解除」——被災者を置き去りに

新たな問題も出てきています。20年12月25日、原子力災害対策本部は、帰還困難区域の復興拠点以外について、除

染をしなくとも「地元自治体の強い要望があつた場合で、住民が日常的な生活を営むことが想定されない土地の活用が主な目的の場合は（避難指示を）解除する」という新たな方針を決定しました。要望を行つた飯舘村には、長泥地区という帰還困難区域がありますが、除染を行つた上での解除を望む人も一定いることから、飯舘村は新たな制度を利用しないことを視野に、今後の対応の検討を進めることになつたと報道されています。政府は「たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除する」としてきました。除染はその前提として欠かせないものであり、住民との約束です。

大震災と原発事故によって失われた浜通り地域等の産業回復を目的とした国家プロジェクトとして「福島イノベーション・コースト構想」が進められています。ところが県民の認知度は低く、19年夏の県民世論調査では83・3%が「知らない」と答えています。雇用の場をつくり、移住を促進するとして、廃炉、ロボット、水素やIGCC（石炭ガス化複合発電）などのエネルギー、航空宇宙産業など、

福島県が11年8月に策定した「復興ビジョン」では、原発に依存しない安全・安心の社会づくりとして「再生エネ

ルギ」「先駆けの地」「日本一子育てしやすい県」「全国に誇れる健康長寿の県」などが掲げられました。こうしたビジョンを県民主体で実現することこそ国が後押しするべきです。

#### ◆「原発ゼロ基本法」をただちに

11年10月20日、福島県議会は、福島第一原発と第二原発の全基廃炉を求める請願を全会一致で採択しました。この請願は、新日本婦人の会福島県本部が提出し、日本共産党の県議が紹介議員になつたものでした。全基廃炉を求める意見書は県議会で4回、同様の意見書や決議は、県内59市町村すべてで可決されました。第一原発の廃炉に続き、19年7月31日、東京電力は第二原発の廃炉を決定しました。県民の世論と運動が廃炉を決断させたのです。

国会では野党が原発ゼロ基本法案を共同で提案し、それを実行するための再エネ推進法案も共同提案しています。しかし与党などの反対で棚ざらとなつています。さらに政府は、脱炭素を口実に、原発再稼働や運転延長を進めようとしています。

原発事故は終わっていません。全国の皆さんと力をあわせて、被害者の生活と生業が再建するまで、国と東京電力に責任を果たすよう求め続けるとともに、総選挙で原発ゼロを実現する野党連合政権をつくることが大きな課題となっています。

（2月13日記）K